

## 越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の住宅に住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）及び別表に掲げる省エネルギー設備（以下「省エネ設備」という。）の設置に要する費用の一部を補助すること（以下「補助事業」という。）により、住宅用太陽光発電システム等の普及を促進し、地球温暖化の防止を図ることを目的とする。

### (通則)

第2条 越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金交付の対象)

第3条 市長は、市内の住宅（兼用住宅、宿舍、共同住宅その他住居として使用される建物を含む。以下同じ。）に対象システムを設置する個人若しくは法人（市内に住所を有する、又はその予定である個人又は法人であって、当該住宅を住居として使用する者（法人の場合にあつては、代表者又は従業員の住居として使用する者）若しくは当該住宅を住居として第三者に賃貸する者又はその予定である者に限る。以下同じ。）又は市内の対象システム付きの住宅を購入する個人若しくは法人であつて、次の各号の全てに該当するもの（以下「補助事業者」という。）からの申請に基づき予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 電灯契約を結んでいる個人又は法人であること。ただし、補助事業者が明らかに住居を第三者に賃貸を行う場合は、その賃借人が電灯契約を結ぶものを含む。
- (2) 市税に滞納がないこと。ただし、市長が、特別徴収等、申請を行うものの責めに帰すべき事由がないと認めるときは、この限りではない。

2 同一住宅に対する補助金の交付は、同一年度において1回限りとする。

### (対象システム)

第4条 対象システムとは、次の各号の全てに該当するものをいう。

(1) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの。

(2) 次の数値のうちのいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であるもの。

ア 太陽電池の公称最大出力

対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本産業規格（以下、JISという。）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。

イ パワーコンディショナの定格出力

対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力はJISに基づくkW表示とする。

(3) 一般財団法人 電気安全環境研究所（JET）又はTUV Rheinland等国際的認証機関の認証試験基準に適合し、JETPVm認証などを受け、かつ太陽電池モジュールの公称最大出力の80パーセント以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されているもの。

(4) 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用品であるものとし、移設されたもの又は同一設置場所で過去に電力会社と系統連系されたものは対象外とする。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	第4条に定める要件に適合する対象システムの設置に要する経費で、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）に要する経費（対象システムと同
--------	---

	<p>時に省エネ設備を設置するとき（以下「複合型補助」という。）は、省エネ設備の設置に要する額を含む）。ただし、パワーコンディショナと蓄電システム等を併用している場合は、パワーコンディショナに要する経費は対象経費から除外する。</p>
補助金額	<p>次のアからエに掲げる式により得た額の合計額（100円未満は、切捨て）</p> <p>ア 対象システムの販売及び施工を市内の事業者（市内に本店を置く法人又は市内に住所を置く個人の事業者をいう。以下同じ。）が行うとき。対象システムを構成する太陽電池の最大出力数（4kWを上限とする。）×10,000円</p> <p>イ 対象システムの販売又は施工のいずれかを市外の事業者（市外に本店を置く法人又は市外に住所を置く個人の事業者をいう。以下同じ。）が行うとき。対象システムを構成する太陽電池の最大出力数（4kWを上限とする。）×5,000円</p> <p>ウ 複合型補助で、省エネ設備の販売及び施工を市内の事業者が行うとき。省エネ設備の設置に要する額。（ア又はイの最大出力数（4kWを上限とする）×10,000円を上限とする。）</p> <p>エ 複合型補助で、省エネ設備の販売又は施工のいずれかを市外の事業者が行うとき。省エネ設備の設置に要する額。（ア又はイの最大出力数（4kWを上限とする）×5,000円を上限とする。）</p>

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書に記載する補助事業の着手予定日（又は建売の引渡予定日）は、市長への申請日を起算として、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和

23年法律第178号)による休日を除いた10日目以降とする。

3 申請書に記載する補助事業の完了予定年月日とは、対象システム（複合型補助の場合は省エネ設備も含む。）の工事の完了、設備の補助事業者への引渡し、設置工事費の確定及び太陽光発電設備の電力会社との電力受給開始日の全てが完了する予定の日とする。

4 補助事業者は、当該申請に当たり、次に掲げる事項に同意するものとする。

(1) 市長が補助事業者の居住状況及び市税の納付状況を確認すること。

(2) 市長が対象システムによって発電された電気の売電の量に関する情報を電力会社から提供を受けること。

(3) 補助事業者は、太陽光発電量等に関する情報の提供に協力すること。

5 補助事業者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 太陽光発電システムの工事請負契約書又は建売住宅の売買契約書の写し

(2) 予定工事施工者等報告書（様式第2号）

6 補助事業者は、複合型補助で補助金の交付を受けようとする場合にあつては、前項に規定する書類のほかに、省エネ設備の仕様が分かるパンフレット又はカタログ（これらの写しを含む。）を添付しなければならない。

（対象システム等の設置）

第7条 市内の住宅に対象システムを設置する補助事業者は、市の交付決定通知を受けた後から工事に着手するものとし、当該通知に記載されている当該通知の交付の日からその交付の日が属する年度の3月31日までの間に、工事を完了し、太陽光発電設備の電力会社との電力需給を開始しなければならない。

（対象システム等の引渡し）

第8条 市内の対象システム付き住宅を購入する補助事業者は、市の交付決定通知に記載されている当該通知の交付の日からその交付の日が属する年度の3月31日までの間に、対象システム（複合型補助で補助金の交付の申請を行った場合は、対象システム及び省エネ設備）の設置された建売住宅の引渡しを受け、太陽光発電設備の電力会社との電力需給を開始しなければならない。

(変更承認申請)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請書に記載した対象システムの太陽電池の公称最大出力を変更するとき。
- (2) 太陽電池モジュールの型式名を変更するとき。
- (3) 複合型補助で補助金の交付の申請を行った場合であって、申請した省エネ設備とは別の省エネ設備を設置するとき。この場合、第6条第6項に規定する書類を添えること。
- (4) 複合型補助で補助金の交付の申請を行った場合であって、省エネ設備を設置しないこととしたとき。
- (5) 複合型補助で補助金の交付の申請を行わなかった場合であって、省エネ設備を設置するとき。（複合単価による交付となる要件を満たす場合に限る。）この場合、第6条第6項に規定する書類を添えること。
- (6) 様式第2号で申請した予定工事施工者等を変更するとき。この場合、変更後の様式第2号を添えること。
- (7) その他市長が必要と認めるとき。

(補助事業の中止)

第10条 補助事業者は、対象システムの設置を中止しようとするとき、又は対象システムが設置された建売住宅の購入を中止しようとするときは、越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業中止届出書（様式第4号。以下「中止届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市の交付決定の日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金完了

実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）

- (2) 電力受給契約確認書の写し
- (3) 対象システムの領収書の写し
- (4) 太陽電池モジュールを設置した建物全体の写真（カラー）
- (5) パワーコンディショナの型式名と製造番号が確認できる資料（銘板の写真、保証書の写し、検査成績証の写しのいずれか1つ）
- (6) 太陽電池モジュールの設置写真（カラー）
- (7) システム配置図（パネルの枚数が確認できるもの）
- (8) 出力対比表（補助事業者名、販売名、製造メーカー名、太陽電池モジュールの公称最大出力合計値の記載があるもの）
- (9) 工事施工者等報告書（様式第6号）

2 複合型補助で補助金の交付の申請を行った場合は、前項に掲げる書類のほかに、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 省エネ設備の製造番号及び型式等が分かる保証書等（写しを含む。）
- (2) 省エネ設備の領収書の写し
- (3) 省エネ設備の設置状況に関する写真（カラー）（様式第7号）  
（手続代行者）

第12条 補助事業者は、申請書、変更承認申請書、中止届出書及び実績報告書について、対象システムを販売又は施工する者（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続を誠意をもって実施しなければならない。また、この手続の代行を通じ補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（取得財産等の管理）

第13条 補助事業者は、対象システム又は省エネ設備の法定耐用年数の期間内において、天災地変、その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、対象システム又は省エネ設備が毀損され又は、消失したときは、その旨を市長に届けなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第14条 補助事業者は、対象システム又は省エネ設備の法定耐用年数の期間内において、当該対象システム又は省エネ設備を処分する場合は、市長から承認を受けなければならない。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 3 1 日越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱)抄

この要綱中第 1 条、第 3 条及び第 6 条の規定は令和 3 年 3 月 3 1 日から、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条及び第 9 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### 別表（第 1 条関係）

省エネ設備の種類 及び代表的製品名	性能の基準
潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	潜熱を回収するための熱交換器を備えており、J I S 基準に基づく給湯熱効率が 9 0 % 以上であるもの
潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	
家庭用ガスエンジン給湯器（エコウイル）	ガスエンジンユニットの J I S 基準に基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準で 8 0 % 以上あり、かつ、貯湯ユニットの容量が 9 0 リットル以上であるもの
ハイブリッド給湯・暖房システム（E C O O N E）	給湯熱効率が 9 0 % 以上であること。ヒートポンプを併用するシステムであること。
家庭用燃料電池（エネファーム）	経済産業省の家庭用燃料電池システム導入支援事業の補助要件を満たすものとして指定された製品又は同等以上



	の性能を有するもの
太陽熱温水器	集熱器及び蓄熱槽で構成され、太陽熱を集めて給湯若しくは冷暖房に利用するもの
ペレットストーブ	木質ペレットを燃料として使用するもの
薪ストーブ	薪又はもみ殻を燃料として使用するもの
LED照明設備	電源に電池以外から供給される電力を用い、天井、壁等に固定して設けるもの
ヒートポンプ式温水暖房機	ヒートポンプを熱源として床暖房等に利用するもの
蓄電池	経済産業省の住宅省エネリノベーション促進事業又はネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業費の補助要件を満たすものとして指定されたもの又はそれらと同等以上の性能を有するもの
家庭用エネルギー管理システム（HEMS機器）	「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。
エコキュート	JISが規定する省エネラベルの「省エネ性マーク」がグリーンなもの
エアコン	
テレビ	
電気冷蔵庫	
電気冷凍庫	
ジャー炊飯器	
電子レンジ	
電気便座	
ガス調理機器	

注 いずれの設備も、中古品を除く。

越前市長 殿

申請者 住所  
(法人又は団体にあつては、所在地)  
氏名  
〔 法人又は団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名 〕

越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金交付申請書

越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業について補助金の交付を受けたいので、越前市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

また、同規則及び越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金交付要綱、その他関係法令の規定を順守するほか、次の事項に同意します。

- (1) 市長が、私の居住状況や市税の納付状況を確認すること。
- (2) 市長が、私が売電した量（対象システムによって発電された電気の量に限る。）の情報を電力会社から提供を受けること。
- (3) 太陽光発電量等に関する情報の提供に協力すること。

1 補助事業の名称

越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業

2 補助金交付申請額

金 円（100円未満切捨て） ※算出方法①と②の合計額

[算出方法]

①太陽光発電設備を設置

ア 市内事業者が販売及び施工

10,000円/kW × ( ) kW = ( ) 円

イ 市外事業者が販売又は施工

5,000円/kW × ( ) kW = ( ) 円

②省エネ設備をあわせて設置（省エネ設備設置金額）

ア 市内事業者が販売及び施工

10,000円/kW × ( ) kW = ( ) 円

イ 市外事業者が販売又は施工

5,000円/kW × ( ) kW = ( ) 円

3 補助事業の目的及び内容

太陽光発電システム及び暮らしの省エネ設備導入により、地球温暖化の防止を図る。

4 補助事業の着手予定（又は建売の引渡予定）及び完了予定年月日

着手予定（又は建売の引渡予定） 年 月 日

完了予定 年 月 日

5 申請者住所・連絡先・設置住所

住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ※住民票と同一住所			
	氏名 <input type="text"/>			
設置住所	※申請者住所と異なる場合記入			
電話番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>	緊急連絡先	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>	

※緊急連絡先は、日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

6 建築区分

<input type="checkbox"/>	新築	<input type="checkbox"/>	既築	<input type="checkbox"/>	建売
--------------------------	----	--------------------------	----	--------------------------	----

7 対象システムの概要

太陽電池モジュール							
項目	内容						
太陽電池モジュールのメーカー名	<input type="text"/>						
太陽電池モジュールの形式	①	<input type="text"/>					
	②	<input type="text"/>					
	③	<input type="text"/>					
	④	<input type="text"/>					
	⑤	<input type="text"/>					
	⑥	<input type="text"/>					
太陽電池モジュールの公称最大出力と枚数	①	<input type="text"/>	W	×	<input type="text"/>	枚	= <input type="text"/> W
	②	<input type="text"/>	W	×	<input type="text"/>	枚	= <input type="text"/> W
	③	<input type="text"/>	W	×	<input type="text"/>	枚	= <input type="text"/> W
	④	<input type="text"/>	W	×	<input type="text"/>	枚	= <input type="text"/> W
	⑤	<input type="text"/>	W	×	<input type="text"/>	枚	= <input type="text"/> W
	⑥	<input type="text"/>	W	×	<input type="text"/>	枚	= <input type="text"/> W
太陽電池の公称最大出力 (小数点2桁未満は切り捨て)	合計	<input type="text"/>	W	⇒	A	<input type="text"/>	kW

パワーコンディショナ			
パワーコンディショナのメーカー名	パワーコンディショナの型式名	定格出力	台数
①	<input type="text"/>	<input type="text"/> kW	<input type="text"/> 台
②	<input type="text"/>	<input type="text"/> kW	<input type="text"/> 台
③	<input type="text"/>	<input type="text"/> kW	<input type="text"/> 台

8 太陽光発電システム等に関する工事請負契約書（売買契約書）の内訳

補助対象経費	補助対象項目	金額（税抜/円）	備考
	① 太陽電池モジュール		
	② 架 台		
	③ パワーコンディショナ(インバータ・保護回路)		
	④ その他付属機器		
	⑤ 設置工事に係る費用		
	⑥ 省エネ設備(省エネ設備導入の場合で、かつ契約書の金額に省エネ設備の金額が含まれる場合)		
補助対象経費 小計	B		①+②+③+④+⑤+⑥

太陽光・省エネ設備以外	項 目	金額（税抜/円）	備考
	太陽光・省エネ設備以外 小計	C	

契約書の内訳	項 目	金額（円）	備考
	合計 B + C		
	消費税		
	契約書合計		

9 手続代行者（販売者）

手続代行者 社名/拠点名		実務担当者	
電話番号	-	FAX番号	
住所			

※実務担当者は、補助金手続に関する問い合わせに対応できるものとします。

10 添付書類

	書類名	備考	チェック
(1)	太陽光発電システムの工事請負契約書又は建売住宅の売買契約書の写し	・設置する太陽光発電システムの購入が明確に確認できるもの	
(2)	予定工事施工者等報告書(様式第2号)		
(3)	省エネ設備の仕様が分かるパンフレット又はカタログ(写しを含む)	・省エネ設備導入の場合	

越前市長 殿

申請者 住所

（法人又は団体にあつては、所在地）

氏名

〔 法人又は団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名 〕

予定工事施工者等報告書

太陽光発電設備及び省エネ設備の予定工事施工者等について、次のとおり報告します。

	<p>太陽光発電設備</p> <p>※市外事業者の場合は、住所、事業所名、代表者名、施工 ID は記入不要。</p>	<p>省エネ設備（省エネ設備導入の場合）</p> <p>（設備名： ）</p> <p>※市外事業者の場合は、住所、事業所名、代表者名は記入不要。</p>
販売者	<p><input type="checkbox"/>市外事業者</p> <p>（市内事業者 住所）</p> <p>（市内事業者 事業所名）</p> <p>（市内事業者 代表者名）</p>	<p><input type="checkbox"/>市外事業者</p> <p><input type="checkbox"/>太陽光発電設備に同じ</p> <p>（市内事業者 住所）</p> <p>（市内事業者 事業所名）</p> <p>（市内事業者 代表者名）</p>
工事施工者	<p><input type="checkbox"/>上に同じ</p> <p><input type="checkbox"/>市外事業者</p> <p>（市内事業者 住所）</p> <p>（市内事業者 事業所名）</p> <p>（市内事業者 代表者名）</p>	<p>（工事を伴わない省エネ設備の場合は記入不要）</p> <p><input type="checkbox"/>市外事業者</p> <p><input type="checkbox"/>太陽光発電設備に同じ</p> <p>（市内事業者 住所）</p> <p>（市内事業者 事業所名）</p> <p>（市内事業者 代表者名）</p>
施工 ID を持つ メーカーの名称 （市内事業者の場合）		
施工 ID 番号 （市内事業者の場合）		
省エネ設備の 予定金額		円

年 月 日

越前市長 殿

申請者 住所  
(法人又は団体にあつては、所在地)  
氏名  
〔 法人又は団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名 〕

越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け越環第 号で交付決定通知のあつた 年度越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業について次のとおり変更したいので、越前市補助金等交付規則第8条第1項の規定により、変更承認を申請します。

1 補助事業の名称

越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業

2 補助金交付申請額

変更前 金 円

変更後 金 円（100円未満切捨て）※算出方法①と②の合計額

[算出方法]

①太陽光発電設備を設置

ア 市内事業者が販売及び施工

10,000円/kW × ( ) kW = ( ) 円

イ 市外事業者が販売又は施工

5,000円/kW × ( ) kW = ( ) 円

②省エネ設備をあわせて設置（省エネ設備設置金額）

ア 市内事業者が販売及び施工

10,000円/kW × ( ) kW = ( ) 円

イ 市外事業者が販売又は施工

5,000円/kW × ( ) kW = ( ) 円

3 変更の理由及び内容

4 補助事業の着手予定（又は建売の引渡予定）及び完了予定年月日（変更後）

着手予定（又は建売の引渡予定） 年 月 日

完了予定 年 月 日

5 変更内容の確認

太陽電池モジュールの変更

省エネ設備の変更

【添付書類】省エネ設備の仕様が分かるパンフレット又はカタログ

省エネ設備導入の中止

省エネ設備の導入

【添付書類】省エネ設備の仕様が分かるパンフレット又はカタログ

販売あるいは施工事業者の変更

【添付書類】予定工事施工者等報告書(様式第2号)

その他

【添付書類】変更内容がわかるもの

(変更内容)

6 変更後の対象システムの概要

※変更後のシステムを以下に記入してください。

太陽電池モジュール									
項目		内容							
太陽電池モジュールのメーカー名									
太陽電池モジュールの形式	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥								
太陽電池モジュールの公称最大出力と枚数	①		W	×		枚	=		W
	②		W	×		枚	=		W
	③		W	×		枚	=		W
	④		W	×		枚	=		W
	⑤		W	×		枚	=		W
	⑥		W	×		枚	=		W
太陽電池の公称最大出力 (小数点2桁未満は切り捨て)		合計			W	⇒	A		kW

パワーコンディショナ					
パワーコンディショナのメーカー名		パワーコンディショナの型式名		定格出力	台数
①				kW	台
②				kW	台
③				kW	台

7 太陽光発電システム等に関する工事請負契約書（売買契約書）の内訳

補助対象経費	補助対象項目	金額（税抜/円）	備考
	① 太陽電池モジュール		
	② 架 台		
	③ パワーコンディショナ(インバータ・保護回路)		
	④ その他付属機器		
	⑤ 設置工事に係る費用		
	⑥ 省エネ設備(省エネ設備導入の場合で、かつ契約書の金額に省エネ設備の金額が含まれる場合)		
補助対象経費 小計	<b>B</b>		①+②+③+④+⑤+⑥

太陽光・省エネ設備以外	項 目	金額（税抜/円）	備考
	太陽光・省エネ設備以外 小計	<b>C</b>	

契約書の内訳	項 目	金額（円）	備考
	合計 B + C		
	消費税		
	契約書合計		

8 手続代行者(販売者)

手続代行者 社名/拠点名		実務担当者	
電話番号	-		-

※実務担当者は、補助金手続に関する問い合わせに対応できるものとします。



年 月 日

越前市長 殿

申請者 住所  
(法人又は団体にあつては、所在地)  
氏名  
〔 法人又は団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名 〕

越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業中止届出書

年 月 日付け越環第 号で交付決定通知のあつた越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業について次のとおり中止したいので、越前市補助金等交付規則第9条第1項の規定により届け出ます。

1 補助事業の名称

越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業

2 中止の理由

年 月 日

越前市長 殿

申請者 住所

（法人又は団体にあつては、所在地）

氏名

〔 法人又は団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名 〕

越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金完了実績報告書

年 月 日付け越環第 号で交付決定を受けた越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業について、その事業を完遂したので、越前市補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおりその実績を報告します。

1 補助事業の名称

越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業

2 補助事業の実施期間等

年 月 日 （交付決定日）

年 月 日 （工事着工日又は建売の引渡し日）

年 月 日 （補助事業の完了日）

3 補助事業の交付決定額

金 円

4 申請者住所・連絡先・設置住所

住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ※住民票と同一住所			
	フリガナ			
設置住所	※申請者住所と異なる場合記入			
電話番号	-	-	緊急連絡先	- -

※緊急連絡先は、日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

5 建築区分

新築
  既築
  建売

6 パワーコンディショナの製造番号の確認

パワーコンディショナ				
	メーカー名	型式名	製造番号	定格出力
①				kW
②				kW
③				kW
			定格出力の合計	kW

7 対象システムの領収金額の内訳

補助対象経費	補助対象項目		金額 (税抜/円)	備考
	①	太陽電池モジュール		
	②	架 台		
	③	パワーコンディショナ(インバータ・保護回路)		
	④	その他付属機器		
	⑤	設置工事に係る費用		
	⑥	省エネ設備(省エネ設備導入の場合で、かつ対象システムの領収書の金額に省エネ設備の金額が含まれる場合)		
	補助対象経費 小計		<b>B</b>	①+②+③+④+⑤+⑥

太陽光・省エネ設備以外	項 目		金額 (税抜/円)	備考
	太陽光・省エネ設備以外 小計		<b>C</b>	

領収書の内訳	項 目		金額 (円)	備考
	合計 B + C			
	消費税			
	領収書合計			

## 8 手続代行者(販売者)

手続代行者 社名/拠点名		実務担当者	
電話番号	-	FAX番号	
住所			

※実務担当者は、補助金手続に関する問い合わせに対応できるものとします。

## 9 添付書類

	書類名	備考	チェック
(1)	電力受給契約確認書の写し	・受給開始予定日ではなく、受給開始日であるもの	
(2)	対象システムの領収書の写し		
(3)	太陽電池モジュールを設置した建物全体の写真	・カラー写真	
(4)	パワーコンディショナの型式名と製造番号が確認できる資料	・銘板の写真、保証書の写し、検査成績証の写しのいずれか1つ	
(5)	太陽電池モジュールの設置写真	・カラー写真	
(6)	システム配置図	・パネル枚数が確認できるもの	
(7)	出力対比表	・補助事業者名、販売者名、製造メーカー名、太陽電池モジュールの公称最大出力合計値の記載があるもの	
(8)	工事施工者等報告書(様式第6号)		
(9)	省エネ設備の製造番号及び型式等が分かる保証書等(写しを含む)	・省エネ設備導入の場合	
(10)	省エネ設備の領収書の写し	・省エネ設備導入の場合	
(11)	省エネ設備の設置状況写真(様式第7号)	・省エネ設備導入の場合 ・カラー写真	

越前市長 殿

申請者 住所

（法人又は団体にあつては、所在地）

氏名

〔 法人又は団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名 〕

工事施工者等報告書

太陽光発電設備及び省エネ設備の工事施工者等について、次のとおり報告します。

	<p>太陽光発電設備</p> <p>※市外事業者の場合は、住所、事業所名、代表者名、施工IDは記入不要。</p>	<p>省エネ設備（省エネ設備導入の場合）</p> <p>（設備名： ）</p> <p>※市外事業者の場合は、住所、事業所名、代表者名は記入不要。</p>
販売者	<p><input type="checkbox"/>市外事業者</p> <p>（市内事業者 住所）</p> <p>（市内事業者 事業所名）</p> <p>（市内事業者 代表者名）</p>	<p><input type="checkbox"/>市外事業者</p> <p><input type="checkbox"/>太陽光発電設備に同じ</p> <p>（市内事業者 住所）</p> <p>（市内事業者 事業所名）</p> <p>（市内事業者 代表者名）</p>
工事施工者	<p><input type="checkbox"/>上に同じ</p> <p><input type="checkbox"/>市外事業者</p> <p>（市内事業者 住所）</p> <p>（市内事業者 事業所名）</p> <p>（市内事業者 代表者名）</p>	<p>（工事を伴わない省エネ設備の場合は記入不要）</p> <p><input type="checkbox"/>市外事業者</p> <p><input type="checkbox"/>太陽光発電設備に同じ</p> <p>（市内事業者 住所）</p> <p>（市内事業者 事業所名）</p> <p>（市内事業者 代表者名）</p>
施工IDを持つ メーカーの名称 （市内事業者の場合）		
施工ID番号 （市内事業者の場合）		

省エネ設備の設置状況に関する写真（カラー）

設置前	
設置後	

数m離れた位置から設備全体が写るように撮影し、設備周囲の特徴（窓など）で比較できるようにすること。

設置した全ての設備について撮影すること。

なお、工事を伴わない省エネ設備については、設置前の写真は不要。

年 月 日

越前市長 殿

申請者 住所  
 （法人又は団体にあつては、所在地）  
 氏名  
 [ 法人又は団体にあつては、  
 名称及び代表者の氏名 ]

補助金交付請求書

年 月 日付け越環第 号で交付決定通知のあつた次の補助金について、  
 越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金交付要綱第15条の規定によ  
 り、交付を請求します。

交付決定年月日 [交付変更承認決定年月日]	年 月 日 [ 年 月 日]
交付決定番号 [交付変更承認決定番号]	越環第 号 [越環第 号]
補助事業の名称	越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入 促進事業
補助金の交付決定額 [変更後の交付決定額]	金 円 [金 円]
補助金の交付確定額	金 円
交付請求額	金 円

注 補助事業の計画の変更の承認を受けている場合は、[ ]内の文言を適宜加えること。

口座振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協	本店・支所 支店・出張所
口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		